

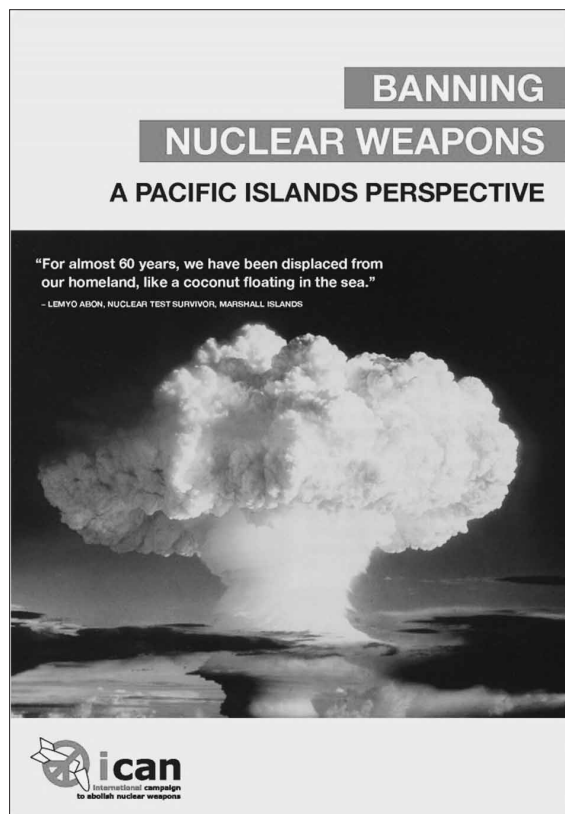


IPPNW(核戦争防止国際医師会議)コーナー

核兵器禁止—太平洋諸島の展望

JPPNW事務総長 片岡勝子

2014年1月、ICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)は、『核兵器禁止—太平洋諸島の展望』という、太平洋諸島とオーストラリアにおける核実験に関する文書を発表した(図1)。ここではその要約を述べ、若干の事項に関しては筆者が註を付けた。



1. 米・英・仏による核実験

1946年から1996年にわたって、この地域で行われた核実験を地図上に纏めると図2のようになる。

米国は1946年から1958年の間に、マーシャル諸島のビキニ環礁とエニウエトク島で67回の原水爆実験を行った。これは米国が行った大気圏内核実験の32%にあたる。さらに米国はクリスマス島で25回、ジョンストン環礁で9回の核実験を行った。

英国はオーストラリアと英国領の諸島で1950年代に核実験を行っている。1952-57年にはオーストラリアのモンテベロ諸島、マラリングアおよびエミューフィールドで12回の大気圏内核実験、さらに爆弾構成要素のテストや核物質(プルトニウム、ウラニウムなど)の燃焼試験のような600回の“小核実験”をマラリングアで行った。さらに“オペレーショングラップル”では、太平洋中心部にあるクリスマス島とモルデン島で1957-1958年に9回の原水爆実験を行った。

フランスはサハラ砂漠のレガヌで4回の大気圏内核実験(1960-61)およびインエケルで13回の地下核実験(1961-66)を行った後、仏領ポリネシアに核実験センターを造った。そして1966-1996年の30年間に193回の大気圏内または地下核実験をムルロア環礁とファンガタウファ環礁で行った。

植民地支配から独立すると、太平洋諸国は核軍縮を支持し、1985年8月6日“ヒロシマの日”に南太平洋非核兵器地帯(SPNFZ)条約(ラロトンガ条約)に調印し、批准した。

2. 主要事象の時系列による纏め

1945年8月6日：マリアナ諸島のテニアン島からエノラゲイが飛び立ち、広島市に原爆を投下した。3日後には、長崎市が原爆により破壊された。

1946年6月：米国は、信託統治領であったマーシャル諸島のビキニ環礁とエニウエトク環礁で一連の核実験を開始した。これには1958年までに行われた67回の大気圏内核実験が含まれている。

1952年10月：英国はオーストラリアのモンテベロ諸島で核実験を始めた。後にアナング族(アボリジニの一部族)の居住地であるマラリングアとエミューフィールドで核実験を行った。

1952年11月：米国は最初の水爆実験(コードネーム“マイク”)をエニウエトク環礁で行った。

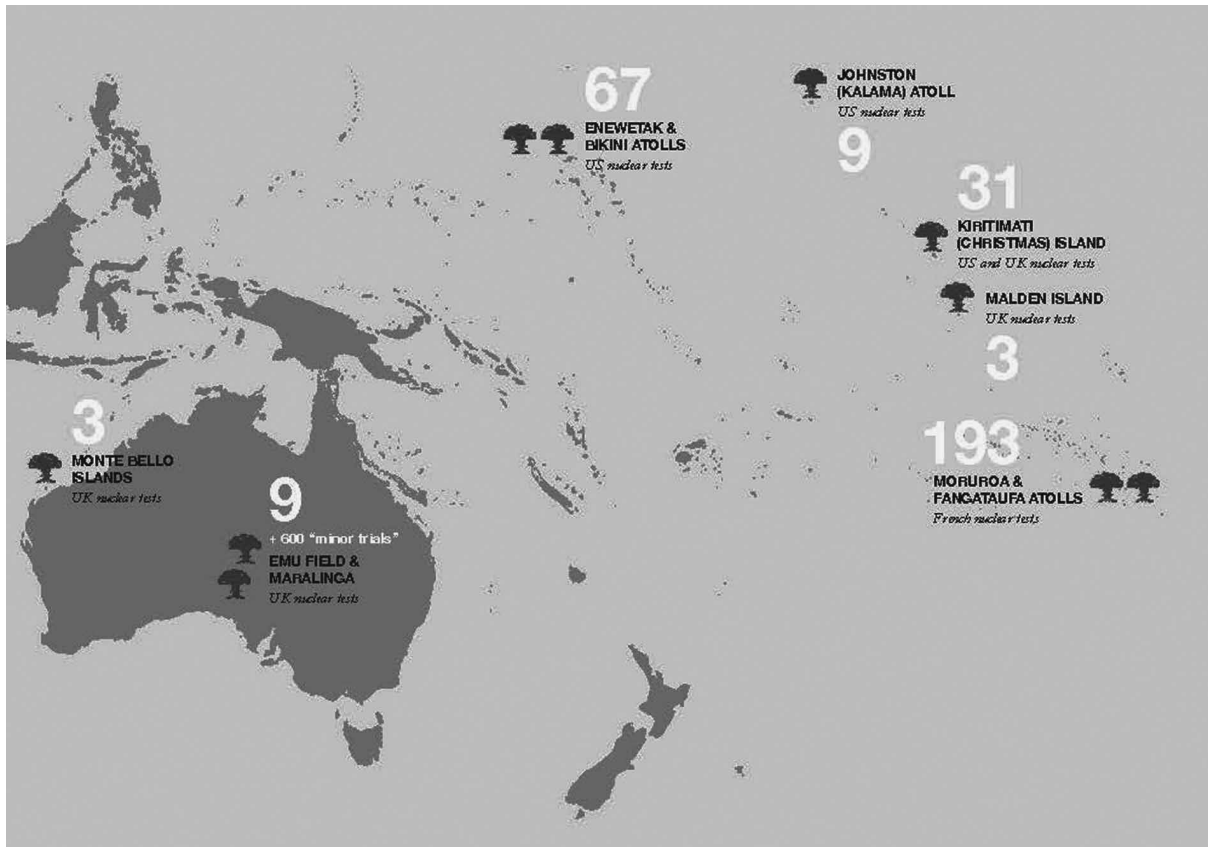


図2. 太平洋の核実験場。大きな数字は核実験回数を示す。

1954年3月1日：米国がオペレーションキャッスルの一部としてビキニ環礁で行った巨大なブラボー実験の結果、放射性降下物がロンゲラップ島やウトリック島のような北部の環礁や近くにいた日本漁船*1に降り注いだ。

1957年11月：1957年から翌年にかけて、英国はクリスマス島やモルドレン島で9回の大気圏内核実験を行った。

1963年8月：部分的核実験禁止条約*2の署名が始まった。

1966年7月2日：フランスは核実験場をアルジェリアから仏領ムルロア環礁に移し、この日から30年間にわたって193回の大気圏内および地下核実験を行った。

1968年7月1日：核兵器不拡散条約*3が署名された。非核兵器国は決して核兵器をもたないこと、核兵器国は核軍縮の義務があることが合意された。

1968年8月24日：フランスは最初の水爆実験(コードネーム“カノープス”)を仏領ポリネシアのファンガタウファで行った。

1975年4月：太平洋教会会議(PCC)、女性グループを含む諸団体やコミュニティの支持により、第1回の非核太平洋会議がフィジーのスパで開催された。これはその後30年間続く一連の非

核独立太平洋(NFIP)運動会議の最初のものである。

1985年8月6日：南太平洋非核地帯条約*4がクック諸島のラロトンガで署名開放された。この条約では、非核地帯内での核兵器の製造、配備、および域内海域(公海を含む)への放射性物質の投棄が禁止されている。

1987年7月：ニュージーランドの非核法により、核武装可能な艦船や原子力艦船の入港が禁止された*5。

1995年9月：短期間のモラトリアム後に、フランスはムルロア環礁とファンガタウファ環礁で6回の核実験を行い、地域的ならびに国際的非難を浴びた。1996年1月27日の核実験をもって、太平洋諸島におけるフランスの核実験は終わった。しかし健康や環境に与えるインパクトが終わったわけではない。

1996年9月24日：包括的核実験禁止条約*6が国連において署名開放された。中国、フランス、英国、ロシア、米国は署名したが、インドは署名を拒否した。

3. 核兵器と核実験に対する人々の反対

1954年以降、核実験が行われた南太平洋諸島

の人々は、実験を止めるように国連信託統治理事会などに提訴した。1975年、太平洋教会会議(PCC)は、YWCAや核実験反対団体とともに、フィジーのスパで第1回非核太平洋会議を開催した。この会議では軍縮に関する自己決定権、核実験反対、さらには植民地主義に議論がおよんだ。非核独立太平洋(NFIP)運動により、1980年に太平洋資料センター(PCRC)がハワイに設立された*7。NFIP運動は、核実験、核廃棄物の太平洋投棄、太平洋諸島の漁場における核物質の輸送、地域におけるウラン採掘に反対するキャンペーンを行ってきた。1980年代には、教会、労働組合、および地域コミュニティはロビー活動によって、南太平洋非核地帯の創設に成功し、バヌアツ、パラオ、およびニュージーランドの非核法を支持している。

1996年のフランスによる核実験の終息後にも、人々は核拡散に反対し、核実験が健康と環境に与えた影響を核兵器保有国に対して訴え続けている。核実験に関与した元軍人と民間人は、汚染された島々を除染し、放射線被曝した人々に保障するように、運動している。

太平洋諸島の各国赤十字社は核兵器使用の人的インパクトについてキャンペーンをしている。太平洋諸国の女性たちはFemLINKPACIFICを組織し、核兵器の人的インパクト、放射性降下物による海洋および環境の汚染、健康に対する影響、食物連鎖による影響、遺伝的影響、さらには人々の強制移住に関して発言している。

4. 健康に関するインパクト —太平洋における核実験の長期的影響

米国、英国そしてフランスが核実験を行っている間、放射性降下物は太平洋地域および世界中に広がり、世界中の人々に被曝リスクを負わせ、がんに関する悪影響を及ぼしている。危険性がもっとも高いのは核実験に従事した軍人と民間人、そして核実験場の近くと風下の島民である。証言によれば、核実験の直後に空から白い灰が降り、皮膚の火傷、脱毛、色素脱出、悪心などの急性放射能症がみられた。長期的にみれば白血病や甲状腺がんを含む悪性腫瘍の発生率が上がっている。人々は汚染された環境と食物にも長期にわたって立ち向かわなければならない。また、心理的ストレスや、子孫に対する影響の心配もある。ミクロネシアやポリネシアでは、移転・移住による重大な健康影響を被っ

た人々もいる。

放射性物質による汚染が環境に重大な影響を与えているが、核実験を行った国々は、長期的影響評価、実験場の完全な除染、放射性核種の生物界への漏出の防止に失敗している。マーシャル諸島、ロンゲラップ島などでは、パンの木の实やココナツのような食用植物が土壌からセシウム137を取り込んでいる。このような放射能汚染を避けるために、何十年にもわたって故郷から離れなければいけない島民もいる。

シガテラ魚中毒*8は太平洋における共通の課題である。ある種の渦鞭毛藻類はシガテラ毒を産生する。この毒素は食物連鎖によって濃縮されて魚に集まり、食べた人に中毒を起こす。渦鞭毛藻類はサンゴ礁に生息し、死んだり傷ついたりしたサンゴの表面で増殖する。マーシャル諸島や仏領ポリネシアでは、核実験によるサンゴ礁のダメージの影響で、シガテラ中毒の劇的な増加が長年にわたって続いた。

5. 各国政府の活動

近年、太平洋諸国の政府は、国連や国際軍縮サミットで核兵器反対の活動をしている。ソロモン諸島、バプアニューギニア、サモア、トンガ、ツバル、およびバヌアツは、核兵器禁止条約をよびかける国連総会決議に賛成票を投じている。

2013年のNPT準備会議で、パラオ、バプアニューギニア、フィジー、ソロモン諸島、サモア、トンガは核兵器使用が人道の観点から破滅的結果をもたらすことを強調し、世界中の核兵器廃絶を支持する声明に賛同した。2013年10月の国連総会においては、11か国(上記6か国に加えて、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、パラオ、ツバル)が同様の内容の声明を共同提案した。

バヌアツやフィジーは核兵器禁止条約に賛同している。2013年のオスロ会議でフィジーは「核兵器は今日では有益な目的をまったく持たず、むしろ人間に未曾有の壊滅的被害を与える可能性がある。それゆえに核兵器は全面的に禁止されるべきである」と述べた。米国との盟約関係にあるパラオとミクロネシア諸国は、核兵器禁止条約に棄権または反対した。しかし米国と盟約関係にありながら、マーシャル諸島は核兵器禁止条約に賛成した。

太平洋諸国は長い間、核兵器廃絶に向けて世界でリーダーシップをとってきた。1992年の世

界保健会議 (WHA) で、トンガとバヌアツの保健大臣は核兵器使用の違法性の勧告的意見を求めて、国際司法裁判所 (ICJ) に提訴する共同提案国になった。3年後にICJがこの問題に取り組むと、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島は強く核兵器の違法性を訴えた*9。同年、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島は、ニュージーランドおよびオーストラリアといっしょに、フランスがポリネシアで核実験を続けていることをICJに提訴した。

南太平洋諸国は300回以上の核実験を経験し、核兵器の破滅的な非人道性をよく知っている。ツバルのような人口1万人の小島国でさえも、2013年3月のオスロ会議に参加した。クック諸島のような国連メンバーでない地域もオスロ会議に参加し、国際赤十字・赤新月社連盟が核兵器使用禁止と核兵器廃絶交渉を唱道していることを支持している。

太平洋諸島フォーラムのメンバーは、核兵器廃絶を繰り返し支持し続けている。国際的には、太平洋諸国は包括的核実験禁止条約 (CTBT) を支持し、1996年に最初に条約を批准したのはフィジーである。フォーラムのメンバーは、条約に基づく全世界的検証制度を支持し、モニターステーションを置いている。

多くの太平洋諸国は、核兵器なき世界へ向けての歩みが緩慢であることに失望し、フラストレーションを抱いている。核兵器で武装している国は、核軍縮に向けて誠実に交渉しなければならないと法的に定められているにもかかわらず*10、これまで核廃絶に向けた明確なロードマップは提示されていない。かわりに核兵器国は核軍備を近代化し、数十年の間保有し続けることを意図していることは明白である。

核兵器が存在するかぎり、事故であれ意図的であれ、真の危険はそれが使われ、破局をもたらすことである。恐怖と大量破壊をもたらす最悪の兵器を禁止する条約が緊急に求められている。

核兵器の人道上のインパクトに関するオスロ会議 (2013年3月) や、近年の人道を基礎とした核軍縮イニシアティブは、核兵器禁止条約の交渉の好機となるものである。太平洋諸国は、核兵器の恐ろしい影響をよく知っており、世界中の人々が彼らと同じ苦しみを味わうことがないように、このプロセスのリーダーシップをとるのに格好の国である。

筆者註

*1 第五福竜丸。白い灰が乗組員 (23名) の頭上に降り注ぎ、呼吸すると鼻や口から入った。しばらくして吐き気や下痢、皮膚の紅斑が現れた。放射線医学総合研究所 (放医研) の熊取俊之元所長によれば、乗組員は1.7~6グレイの被曝をしたと考えられ、これは血球の減少、皮膚の紅斑・脱毛、さらには骨髄不全を起こしうる線量である。無線長だった久保山愛吉氏が1954年9月23日に死亡した。死因には「急性放射能症」、「肝不全」の二つの見解がある。骨髄機能不全による血球減少と易感染性、それに対処するために輸血された血液が肝炎ウイルスに汚染されていた可能性、貪食・解毒機能をもつ肝臓自身も弱ったことなどの複合的原因による死亡であろう。なお、乗組員22名の健康状態については放医研が継続調査しており、明石真言博士らの報告によれば、2004年までに12名が死亡し (肝癌6名、肝硬変2名、肝線維症1名、大腸癌1名、心不全1名、交通事故1名)、生存者には肝炎ウイルス陽性率が異常に高い。

*2 略してPTBTともいい、大気圏内、水中および宇宙空間における核実験を禁止する条約で、1963年10月に発効した。

*3 核拡散防止条約、略してNPTとも呼ばれる。米、英、ロ、仏、中の5か国を核兵器国として認めると同時に、誠実に核軍縮交渉を行うことを義務づけている。他の国は非核兵器国として核兵器の製造と取得を禁止、国際原子力機関 (IAEA) による保障措置を受け入れる義務があるが、原子力平和利用については条約加盟国の権利として認められている。1970年3月発効、1995年に無期限に延長され、5年毎に再検討会議が開かれている。2010年現在の締結国は190か国であるが、インド、パキスタンは不平等条約と主張して非加盟、イスラエルも未加盟で核兵器保有を肯定も否定もしていない。朝鮮民主主義人民共和国は、現在、脱退を表明したままである。

*4 ラロトンガ条約ともいい、効力発生は1986年12月である。2009年3月現在、オーストラリアやニュージーランドを含む南太平洋の13か国・地域が加盟している。議定書では、核兵器国による締約国に対する核兵器の使用と使用の威嚇の禁止、および域内 (公海を含む) における核実験禁止が定められている。

*5 オーストラリア、ニュージーランド、および米国の間には、1951年に締結、翌年発効となったアンザス (ANZUS) 条約があり、1国が武力攻撃を受けた場合には、自国憲法の手続きにしたがって共通の危険に対処することなどが定められている。しかしニュージーランド非核法に対抗して、米国はニュージーランドの防衛義務を停止している。

*6 略してCTBTともいい、宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核実験を禁止している。2012年12月現在で182か国が署名、157か国が批准しているが、発効要件国 (NPTの核兵

器国、実質的核兵器保有国を含む44か国)の批准が完了していないため、現在も未発効である。

*7 PCRCは現在フィジーのスパにある。

*8 シガテラ毒はナトリウムチャンネルに特異的に作用して神経伝達に異常をきたす。中毒症状としては、消化器症状(吐き気、下痢、腹痛)、神経症状(めまい、頭痛や筋肉痛、麻痺、感覚異常とくにドライアイスセンサーン)、循環器症状(血圧や心拍数の異常)が知られている。効果的な治療法は未確立で、回復には1週間~数年を要する。シガテラ毒は熱に安定で、調理によって発症を防ぐことはできない。

*9 1996年にICJは「核兵器の威嚇または使用は武力紛争に適用される国際法の規則(中略)に一般的には違反するであろう」としながらも、「国家の存亡そのものが危険にさらされるような、自衛の極端な状況における、核兵器の威嚇または使用が合法であるかについて裁判所は最終的な結論を下すことができない」との勧告的意見を出した。

*10 NPT第6条 各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全

面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する(外務省仮訳、下線は筆者による)。

なお、下線部の原文(英文)は、それぞれ、nuclear disarmament、general and complete disarmamentである。Disarmamentは「軍備縮小、軍縮」と和訳されているが、語源的にはarmament(軍備)にdis-という「不、非、無」の意味を持つ接頭語をつけたものである。しかし現実には核軍備削減の成果しかあげられておらず、現在はnuclear abolition(核兵器廃絶)が好んで使われている。

追記:

2014年4月24日、マーシャル諸島共和国はハーグの国際司法裁判所(ICJ)に、核武装している9カ国は核拡散防止条約(NPT)と慣習国際法に違反している、と提訴した。NPT内の核兵器国5カ国(米、口、英、仏、中)はNPT第6条に定められた「全面的かつ完全な disarmament: (筆者註*9参照)について誠実に交渉を行う義務」に違反している。他の4カ国(イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮)はNPTに参加していないが、慣習国際法に違反しているという理由による。この提訴には法律問題として国際反核法学家協会(IALANA)のメンバーが加わっている。

災害に備えた準備や心構え

広島県医師会

日頃の心構え

【家について】

- 身の周り、家の周りの危険性を確認
- 落下・転倒防止対策
- 火災防止対策
- 家の中の安全チェック
- お風呂に水をためる
- 出入り口付近に転倒、落下の危険のあるものは置かない

【家族と一緒に普段からしておくよいこと】

- 地域の危険箇所を把握
- 避難場所、避難経路を決めておく
- 応急手当の方法を確認
- 家族がはなればなれになったときの連絡方法を決める
- 地域の防災訓練に参加
- 日頃から隣近所とコミュニケーションをとる

貴重品

現金、通帳、印鑑、権利証、保険証 など

あかり・火

懐中電灯、ろうそく立て、ろうそく、ライター、懐炭、炭、ガスコンロ等、火をおこせるもの など

その他

携帯電話・充電器、メモ帳、ボールペン、はさみ、ひも、ガムテープ、カニール袋、ビニールシート、ラップ、ポリ袋(大容量のもの)、カサ、手拭、くし、のこぎり など

飲料水

ポリタンク、簡易ポンプ、水筒・ポット、水、3か目目安です

情報

ラジオ、電池 など

赤ちゃんのために

ミルク、スプーン、おはし、母乳瓶、おむつ、ちり紙、のんぼ、母子手帳、看護用品 など

食糧

米、乾パン、缶詰、インスタント食品、缶切り、缶詰さし、食器、ハサミ、果物ナイフ など

身につけるもの

衣類(トレーニングウェア等)、下着類、作業用手袋(厚手)、靴、長靴、靴下、ハンカチ、タオル、タオル、防災ずきん、ヘルメット、防護マスク、雨具(カッパ、かさ)、おかげ(必要なら) など

<すい>

救急セット、包帯、救急絆創膏、消毒液、傷科軟膏、体温計 など

洗面用具

歯ブラシ、歯磨き粉、せっけん、かみそり など

記入欄(付け加えるもの)

参考資料: 広島県防災Web「もしものときに」、広島市「防災べんり帳」